

陳 鵬 生

唐律の「一准乎礼」を論ずる

砂川和義 訳注

唐律は中国古代の法律のよいモデルであり、中華法系の代表であって、その本質的な特徴は法と礼の結合である。長孫無忌は皇帝の命令で『律疏』を撰修した時、『名例』篇の(篇目)疏議で次のように打ち出したのである、すなわち、

以下、『某』篇は全て『唐律疏議』の『某』篇のこと。なお西暦年数表示以外の()内の補訂・補充・→で示す異同等の諸注および[]内の訓読等は訳注者による。

「徳礼為政教之本，刑罰為政教之用，猶昏暵陽秋相須而成（者）也」（者を補う）〔徳礼は政教の本，刑罰は政教の用，猶は昏暵・陽秋の相須ちて成るが如き（者）なり〕と。これは、端的に唐律の立法思想と基本精神を表し、唐律の中にあつて徳礼と刑罰は両立するもので、どちらも欠けてはならないことを物語るものである。徳礼と刑罰との関係は、徳礼は本で、刑罰は用であり、両者の間は根本と補助、主導と派生の関係である。したがつて、『四庫全書総目提要』は唐律を評価するにあつて、唐律を「一准乎礼」〔一（いつ）に礼に准ず〕るものと認めているのである。歴代の学者もみな、このように「一准乎礼」を唐律の主な特徴と評価している。我々は唐律の基本的内容と精神的本質を理解しようとするならば、必ずこの主要な特徴を把握しなければならないのである。

礼は、古い中国では本来一種の文化現象であり、中国社会の野蛮から文明へと向う文化を代表するものなのである。中国古代社会、殷商時代から明、清までの三千年をこえる歴史の中で、王朝が改まり、代が変わるといふ政治上のいかなる変化があつても、礼制と礼儀は代々受け継がれ発展して来て、中国歴史文化の重要な内容となっているのである。礼の内容は非

常に複雑で、範囲も大変広いのである。国家の法律制度はもちろん、社会の生活習慣ないし個人の行為規則等々、礼の中に含まれないものはないのである。礼は人の体であり、人の体は完備していなければ、まったく人の形にならない、と古人が説いたが、ここに礼の当時における重要性を見ることができるのである。

「礼之初」〔礼の初め〕は「始于飲食」〔飲食に始まる〕のであり、本来はただ神を祭る儀式であったが、後に逐次、身を修める、家を斉える、国を治める、天下を平らにする規範と制度に発展してきたのである。したがって、『礼記』（曲礼上）のいうように、礼は「定親疏，決嫌疑，別同異，明是非」〔親疏（疎）を定め，嫌疑を決し，同異を別ち，是非を明らかにす〕るものであり、こうして、礼は人間関係の規範となり、また人間の行為を節制する効用を生み出したのである。統治階級は「安上治民」（『礼記』経解）〔上を安じ，民を治む〕るために、従来から礼を運用して風俗を正し，秩序を安定させることを重視していたので，礼から逸脱したものを皆刑に入れたのであるが，このようにして，礼と刑の結合が起ったのである。中国古代，西周の周公が始めて礼を制して以来，礼と刑の関係は非常に密接であった。漢代に至って，「罷黜百家，独尊儒術」〔百家を罷め黜（しりぞ）け，儒術を独り尊しとす〕る国策を実行し，經典を引用して裁判を行った，これから礼を律に取り入れる過程が始まったのであり，魏晋南北朝がまたそれを不断に発展させ，唐代になると，唐律はこのような礼法の結合の完全な域に到達したのである。

唐代（西暦618—907年）の重要な立法活動は十度以上ある。その中で，編纂した主要な律典には，武徳律，貞観律，永徽律，垂拱律，開元律，および大中刑律統類等がある。中国の多数の学者の考証によれば，現存する唐律は『永徽律』である。そして史料によれば，長孫無忌が永徽元年（650年）に唐高宗に命じられて修訂した『永徽律』は實際上，唐太宗が自ら親しく十年かかって修訂させ，できあがった『貞観律』の引き写しである。『唐律疏議』中の律文を見て，『永徽律』と『貞観律』とを比較すれば，た

唐律の「一准乎礼」を論ずる

だひとつの字を改め動かしたただけである、即ち「名例・十惡・大不敬」条の「言理切害」を改めて、「情理切害」にしたのである。また律疏の中で、「言理」を「情理」に改めた理由は、「原其本情，広恩慎罰」〔其の本情を原（たづ）ね，恩を廣うし罰を慎む〕ためである、とあらためて説明している。『貞觀律』は勿論、『永徽律』も、さらに『律疏』も、その主な編纂者はすべて長孫無忌である。長孫無忌は唐太宗李世民を補佐する重臣であり、彼は房延（延→玄）齡，魏徵等の人と共に李世民を補佐して、「貞觀の治」という繁榮の時代をうちたてた、「貞觀の治」の重要な原因の一つは，法治なのである。当時，李世民は身を以て隋朝の盛時から衰退への過程を経験した。彼は「鑒前代成敗之事以為元龜」〔前代の成敗（成功・失敗）の事に鑒み，以て元龜と為す〕を自己の信条にするばかりでなく，あらゆることは必ず隋の滅亡を教訓にしなければならないとし、「舟所以比人君，水所以比黎庶。水能載舟，亦能覆舟」〔舟を人君に比す所以は，水を黎庶に比す所以なり。水は能く舟を載せるも，亦た能く舟を覆す〕と長孫無忌等の臣下を繰返し戒めたのである。これが原因で，彼らは法律思想上「安人寧国」〔人を安んじ，国を寧らかにす〕を治国の総指導方針とし，とりわけ漢代以来の礼法結合の経験を重視したのであり，このような思想の基礎は，儒家思想と道家思想を一つの爐で融合したものである，すなわち，一方では儒家を極力崇めて，「徳政」を実行し「教化」を弘め，別の一方では道家の「君人（子）南面之術」を大いに講じ，「無為而治」〔無為にして治まる〕ことを提唱したのである。李世民は，「朕今之所好者，唯在堯舜之道，周孔之教。以為如鳥有翼，如魚依水，失之必死，不可暫無耳」〔朕今好む所の者は，唯だ堯舜の道，周孔之教に在る。以為らく鳥の翼の有るが如く，魚の水に依るが如しと，之を失へば必ず死す，暫く無きも不可なる耳〕と説いたのである。同時に，彼はまた「無為而治，徳之上也」〔無為にして治まるは，徳の上なり〕とも考えていたのである。政治の極致は，「鳴琴垂拱，不言而化」〔琴を鳴し垂拱して，言わずして化す〕である，ともいっていたのである。李世民の集団が儒家を崇拜する

ことおよび道家を弘めることの目的は一致していたと見る事ができるのであって、すべて国を治めるにあたっては、一個の「教化普施、淳風大盛」〔教化普く施し、淳風大いに盛んなり〕の安定社会をつくろうとしていたのである。このような思想は、事実上まさに西漢中期以来の礼法結合を核心にした封建正統法律思想の十分な発展に基礎を置くものであり、唐律の「一准乎礼」はこのような発展の必然的な結果なのである。

唐律の「一准乎礼」が表れているところを、以下列記の五点に概括する。

一 「三綱」を立法の指導原則にすること

西漢中期以後、儒学は崇められ推されて官学となり、独尊の地位をしめたのである。董仲舒がまた戦国時代から発展してきた陰陽学説と儒学とを結合して、陽尊陰卑の理論を具現する（三綱）「君為臣綱，父為子綱，夫為妻綱」〔君は臣の綱為り，父は子の綱為り，夫は妻の綱為り〕という倫常礼教の体系を形成した。このような倫常礼教の体系によって確立しようとした貴賤・親疎・尊卑・上下・長幼という厳格な等級秩序は、「王道」の得失に関連する社会関係の基礎であると認められ、移し易えることはできないと思われていた。したがって、礼と法の結合下にある封建社会は、永く変らないと考えられた道德規範である「三綱」を封建立法の指導原則としたのである。

唐代以前、西漢から三国、魏晋南北朝を経て、隋代に至るまで、各王朝の法律は、「三綱」を中心にして不断に発展してきたのである。唐代になると、唐律十二篇五百二条は始めから終わりまで、更に全面的に「三綱」の原則と精神を具現しているのである。唐律のはじめにある「三綱」の綱は「君為神綱」〔君は神の綱為り〕である。『名例・謀反・疏』は「王者、居宸極之至尊，奉上天之宝命，同二儀之覆載，作兆民(庶)之父母」(民→庶)〔王者は、宸極の至尊に居り，上天の宝命を奉じ，二儀の覆載と同じく，兆民(庶)の父母と作(な)る〕とし、あわせてまた君主を礼の偶像とみて、「君為神主，食乃人天，主泰即神安，神寧即時稔」〔君は神の主為り，

唐律の「一准乎礼」を論ずる

食は乃ち人の天なり、主泰ければ即ち神安く、神寧ければ即ち時稔る]と
いっている。これに因って、唐律は、謀反、謀大逆、謀叛の三つを、それぞ
れ、君主の統治に直接危害を加える、皇室の宗廟・陵墓・宮殿を破壊する、
皇帝に背く、という天下の大罪として、恩赦のない十悪のはじめに置いて
いるのである。謀反とは社稷に危害を加えようと謀ることを指すのであり、
社は土地の神であり、稷は谷の神であって、社稷は、国家の通称である以
上、また君主の代称でもあり、唐律の立法精神によれば、国家と君主は同
一と見ることができるのである。この点に基づいて、唐律はまた皇帝に危
害を加えることに関する一連の罪名を規定した。皇帝の身の安全と尊厳を
犯すことに触れたものを処罰する規定は、唐律の各篇にすべて存するのだ
である。その中で、皇帝に危害を及ぼすようなら死刑に処するという条文は
二十条以上に達している。唐律は所謂「君親無将、将而必誅」（名例篇十
恶条謀反疏。『公羊伝』莊公32年。以下、括弧内の篇・条省略）「君親に
将（まさにせんと）す無し、将すれば必ず誅す」の原則に基づいて、「包
蔵凶慝、将起逆心」（名例十恶謀反疏）「凶慝を包蔵し、将さに逆心を起
さんとす」を「規反天帝（常）、悖逆人理」（帝→常）（名例十恶謀反疏）
「天帝（常）に反するを規り、人理に悖逆す」とし、「其事未成（行）、即
同真反」（成→行）（賊盜謀反疏）「其の事未だ成ら（行わ）ざるも、即
ち真反に同じ」として、実際の行為がなくても、本罪（謀反）を犯した者
皆が斬に処せられ、その父母、子、娘、妻、妾がならんで流三千里の刑と
なる（→父・子16以上絞刑—賊盜謀反—）。まず「誅心」〔心（犯意）を誅
す〕というように、唐律が謀反罪を厳しく懲らしめていることが、以上の
ことから十分わかるのである。

皇帝の安全と尊厳を確保するために、『衛禁』篇三十三条中には皇帝の
安全を護る規定が二十四条ある。およそ皇帝が居留あるいは行幸の可能性
のある処、皇帝が京を離れて巡察する所に設ける行宮、經由する道路、及
び皇帝が神主として祖先を祭る太廟は、皆神聖な場所として、勝手に出入
りすることを厳しく禁じている。皇帝に対し「不敬」にあたる行為は、

「十悪」の「大不敬」に罪名が六（六→七）つ並んでいるだけでなく、『賊盜』、『詐偽』、『職制』等の篇中にも、そのための条が並んでいる。皇帝に不満を懐くと認められることだけで、さらに指責（斥）あるいは誹謗することも、みな斬刑に処さなければならないのである。

封建社会では、家は国と相通じ、君と父は一体である。このために封建社会の法律は「君為臣綱」を護持するだけでなく、「父為子綱」をも護持しなければならないのであり、いうまでもなく、孝父の最終目的はやはり忠君である。「欲治其国必先齐其家」〔其の国を治めんと欲せば必ず先ず其の家を斉ふ〕といわれるように、唐律は父権と夫権を確保するために、家庭婚姻の面で、全面的に父権と夫権を中心とする「綱紀倫常」を護持しているのである。唐律の「十悪」の中では「悪逆」・「不孝」・「不睦」はみなこの点に関する規定であって、父権と夫権に違犯するのを、「十悪」という大罪として処刑していることから、封建法律が父権と夫権を護持することを重視していることがよくわかるのである。

唐律は、『戸婚』篇中に父権と夫権に対する保護について専ら詳細な規定を備えるだけでなく、『職制』、『鬪訟』、『賊盜』および『雜律』等の篇中にも、具体的な規定をもつのである。孝というのは本来道德の範疇であるが、唐律は儒家の礼の教義に基づき、「善事父母為（曰）孝、既有違犯、是名不孝」（為→曰）（名例十悪不孝疏）〔善く父母に事ふるを孝と為す（曰ふ）、既に違犯有り、是れ不孝と名づく〕としている。したがって、法律は、父母、祖父母に「無違」〔違ふ無し〕と「善事」〔善く事ふ〕を、子孫に厳しく要求するのである。（父母に）供養することを欠かせば徒二年（鬪訟47）、（父母が亡くなったのを）聞きながら匿して哀しみを表さなければ流二千里（職制30）、父母の喪の期間中に嫁娶すれば徒三年（戸婚30）、父母を告発すれば絞（鬪訟44）の刑をそれぞれ受けることを、（唐律は）規定しているのである。そして「無違」は父母の教令に服従していることを具体的に表すことを主に必要とするのであって、父母の教令には、道理の有無にかかわらず、子孫はすべて必ず服従しなければならない、違反

唐律の「一准乎礼」を論ずる

すれば、徒二年の刑を受けなければならない（鬪訟47）。およそ不孝と教令に違反する子孫を、父母は「同居有罪相為隱」（名例46）〔同居、罪有りて相ひ為めに隠す〕の制限を受けずに、直接役人に告発することができるのである。「同居共財」（→同財共居＝財を同じくし居を共にす＝）（名例46）〔居を同じくし財を共にす〕という条項と婚姻の処理においては、父母尊長を主となして、違反するものはみな刑罰に処するのであって、唐律はそのために特に「別籍異財」（戸婚6）、「嫁娶違罪」（戸婚46）等の罪名を設けているのである。唐律は「夫者、妻之天」（『儀礼』喪服）〔夫なる者は、妻の天なり〕という礼教の精神に基づいて、どんなときでも父と夫が妻子を凌駕する特権を護持するのである。たとえば、婚約をしてしまえば、娘の家は悔婚（婚の取り消し）ができず、違反すれば、杖刑（杖60—戸婚26—）を受けるが、「男家自悔者」（戸婚26）〔男家自ら悔ゆる者〕は罪にならないのである。「七出」（戸婚40）、「義絶」（戸婚41）という離婚法律の規定は全く夫家中心であって、妻子を無権利の地位に置くのである。喪服の制度上でも、唐律は次のように規定している、すなわち、妻は夫の為に斬衰三年に服さなければならない、これは子が父の為に服するのと同じである（名例十惡不義疏）、しかし、夫は妻の為にはただ一年に服すだけである、と。

上述からわかるように、唐律が礼で法を解釈する、礼を律に入れるということは、「三綱」を強力な統治権力となすだけでなく、また唐律の上に一層神秘的な礼教信仰を被せ、人民に二重の制約を課するのであり、これがまさに、唐律の「一准乎礼」の本質なのである。

二 礼を定罪・量刑の根拠にすること

唐律は、礼を立法の指導原則にするのであって、礼は、罪と罪でないもの、および罪の種類を区分して、刑の軽重を量る標準になるのである。

唐律の立てる罪名は、犯罪の客体上から見れば、多くは礼に違反することによって構成される犯罪である。たとえば、「闖入宮殿門及上閣（閤）」

〔閤→閤〕（衛禁2）〔宮の殿門及び上閤（閤）に闖入す〕る罪は、君臣関係の礼に違反することに因るものである。「子孫違反教令」（鬪訟47）〔子孫、教令に違反す〕る罪、「子孫別籍異財」（名例十惡不孝、戸婚6）〔子孫、籍を別ち財を異にす〕る罪は、いずれも、子孫は父母に孝行すべきであって、父母が健在のとき子孫は私財の要求をするようなことがあってはならないという礼に違反する罪である。礼は父母の喪を三年間守ることを要求し、これに違反すれば、「匿父母喪」（職制30）〔父母の喪を匿す〕・「居父母喪生子」（戸婚7）〔父母の喪に居て子を生む〕・「居父母喪嫁娶」（戸婚30）〔父母の喪に居て嫁娶す〕のそれぞれの罪を構成することになるのである。唐律の規定の多くは礼の原則を護持するためのものであるから、法を曲げても礼を全うすることを惜しまないのであって、たとえば、「親親相隱匿」（名例46）の原則は礼の倫理精神に基づき、父母、祖父母の謀反・謀大逆・謀叛以外の罪を隠し欺くことを子孫に許すのであり、もし、子女が告発するようなことがあれば、絞刑に処するのである。また、たとえば「七出」条の中で、第一に「無子」〔子無し（五十歳に達して男子のない）〕の妻は棄てることができると規定している。なぜ「無子」が棄てる法定条件になり得るのか。それは、「不孝有三，無後為大」〔不孝に三つ有り，後無きを大と為す〕という礼の精神によって規定しているからである。

犯罪構成の主観的方面からみても、唐律が礼の制約を深く受けていることがわかるのである。唐律の中にある多くの罪名は、ただ礼の要求に適應して立てたものであり、主観的には無罪過の行為でも犯罪として処刑するのである。例をあげれば、「諸口陳欲反之言，心無真實之計，而無狀可尋者，流二千里」（賊盜3）〔諸て口に反を欲するの言を陳べ，心に真實の計無く，而して狀尋ぬ可き無き者は，流二千里〕というのがある。これは、ある人に謀反の意図が実際に無いこと、また、謀反の行動も表していないことが明らかにわかっているにもかかわらず、ただ「妄為狂悖之語」（賊盜3）〔妄りに狂悖の語を為す〕だけで謀反の罪として処罰するのである。このことにつ

唐律の「一准乎礼」を論ずる

いて、『疏議』は『公羊伝』の「君親無将，将而必誅」を引き、これを根拠として、「謂将有逆心，而害于君父者，則必誅之」（名例十惡謀反疏）

〔謂ふところ，将きに逆心有りて，君父を害せんとする者，即ち必ず之を誅するなり〕と解釈するのである。これは，犯罪の主観的意志と客観的行為の統一を顧みることなく，定罪を強行した典型なのである。

礼の生誕と発展は，小農経済の基礎の上に成立した家族親属集団と密接な関連があるのである。「天下之本在国，国之本在家」〔天下の本は国に在り，国の本は家に在る〕，「家齐而后国治」〔家齐ひて後に国治まる〕というわけであるから，社会の等級と秩序を護持する礼は，家族のなかの親疎・遠近・上下・尊卑の関係を非常に重視して，これらの関係を綱常名教の中に納めているのである。「一准乎礼」の唐律は，量刑の時にも，このような親属関係の親疎，遠近を根拠にするのである。すべて親属関係が近ければ近いほど，刑法上の効果はそれだけ厳しく重くなる。たとえば，本人が罪を犯し，法に依って家族にまで罪が連なって及ぶときに，まず処罰を受けるのは，すべて父母，妻子であって，その後でようやく兄弟姉妹に及ぶ。処罰の程度も，親しければ親しいほど重くなるし，遠ければ遠いほど軽くなるのである。同様に，親属蔭護を具現する特権においても，法律の規定では，親しければ親しいほど蔭護をそれだけ多く受けることになる。官品の高低にしたがって，すべて蔭はまず父母，妻子に及ぶ，その後でようやく兄弟姉妹に及ぶのである。

礼は名分を重んじ，等級を厳格にする。したがって，唐律は定罪量刑のとき，すべて尊長が卑幼より優越し，そしてまた，親しい関係にあればあるほど優越性が強いのである。たとえば，尊長と卑幼とが相犯せば，尊長の量刑は必ず卑幼より軽いのである。尊長が卑幼を殺傷すれば，関係が親しいほど刑が軽いのである。これに反して，卑幼が尊長を殺傷すれば，関係が親しいほど重いのである。唐律はこの点に関する規定が非常に多く，たとえば，祖父母，父母が子孫を毆殺すれば徒一年（一年→一年半），刀で殺せば徒三年（三→二），故殺であれば各一年を加算し，過失殺であれ

ば罪に問わない、しかし、子孫が祖父母、父母を罵詈すれば絞、殴すれば斬、過失殺すれば流三千里、（過失で）傷つければ徒三年という規定（闘訟28）がみられるのである。

礼は尊長に特権を与える以上、当然尊長の特殊の責任をも規定しているのである。唐律の規定は、一家の人が共に犯しても、ただ尊長だけを坐する。律に違反した嫁娶や男女が暴行・脅迫によって婚姻を強制された場合も、主婚だけを坐するのである（戸婚46）。これらのことは次のことに起因するのである、すなわち、家は国の本であるから、尊長としての多くの特権をもつ家長がよく家を治める責任を負うことで、社会不安を減少させるように、統治者は望むのであり、その目的は、孝を忠に移して、孝父を忠君に及ぼし、父権を君権に服させること、に。

三 礼の核心である等級を護持すること

礼とは異であり、等級差別が礼の核心である。礼は、物事に区別があつてこそはじめて社会に秩序があり安寧に向うことができる、と強調する。したがって、「定親疎、決嫌疑、別同異、明是非」は礼の核心的内容になっているのである。このような礼の精神が唐律の上に反映して、官僚・貴族の特権を確保し、良民と賤民とを厳格に区別して、封建等級制を護持したのである。

「君使臣以礼、臣事君以忠」（『論語』八佾）〔君は臣を使ふに礼を以てし、臣は君に事ふるに忠を以てす〕といわれる封建社会の君と臣との関係は終始儒家のこのような原則によって調整されていたのである。唐律はこの原則から出発して、官品の上下等級によって、その身分に相応して享有する特権を個別に規定し、官僚、貴族、およびその一定範囲の親属の犯罪について、彼等に刑罰を減免する特権を享有させたのである。唐律「名例」篇はまず代々発展してきた「八議」という特権制度の完全化をはかったのであり、「親、故、賢、能、功、貴、勤、賓」（名例7）という八種の皇親と貴族が死罪を犯したときは、司法機関が直接審理することができ

唐律の「一准乎礼」を論ずる

ず、必ず皇帝に申し上げて、本来ならば死刑に処すべき犯罪事実と審議すべき理由を説明し、大臣たちの審議を請求の後、皇帝に寛大な処理を考慮してくださるよう願わなければならないのである。この「八議」に属する人がもし流罪以下の罪を犯せば、さらに審議することなく、通例として、一等減免して処理するのである（名例8）。

この外、唐律はまた、種々の品級の官僚に対して、請、減、贖、当等の特殊な優遇規定を設けているのである。その精神は以下の諸点を包括しているのである。(1) 九品以上の流内官が流罪以下を犯せば、一般には贖を取めることができ、実際に刑を科すことはなく、その政治的前途もこれによって断絶することはない。(2) 官品をもっている人の場合、本人の犯罪を優遇できるだけでなく、またその一定の親属にも蔭による庇護を及ぼすことができる。(3) 官品が高ければ高いほど、資歴が深ければ深いほど、犯罪に対する処分が軽くなるし、蔭をうける親属の範囲もまた広がるのである。(4) 官品が高ければ高いほど、本人及びその親属が罪を犯した後、に享有する特殊の庇護条件もそれだけよくなる。清代の法学者薛允升が「唐律優礼臣下，可謂無微不至矣！」〔唐律は臣下を優礼し、微にも至らざるは無しと謂ふ可し！〕と説いているが、これは上述のように、根拠のあることなのである。唐代の『宮繕令』、『儀制令』、『衣服令』は、官品の高低にしたがって、官吏、貴族の住宅、車両、墳墓、服装、使用の器物に至るまで、いろいろな規定を作り、僭越にわたることのないよう厳格に制限しているのである。このために、『雜律』篇には、「于令有違者，杖一百」（→「諸違令者笞五十」＝すべて令に違ふ者は笞五十＝一雜律60―）〔令に違ふ者有らば、杖一百〕と専門に規定しているのである。

唐律が等級を具現する所は、良と賤を厳格に区分する面にも現われている。良人とは一般の農民を指し、唐律の中では「凡人」と称している。「凡人」の中の老、小、廢、疾（廢、疾→廢疾）が罪を犯した時は、一定の減免が得られる（名例47）。賤民は、唐律の中では官賤と私賤の二種に分かれていて、官賤は官奴婢、官戸、工樂戸、雜戸、太常声音（声音→音

声)人などを含む。私賤には奴婢と部曲の二種がある。『唐律疏議』の「官戸部曲」条(名例47)の疏議によれば、「奴婢賤人,律比畜産」〔奴婢は賤人なり,律は(これを)畜産に比す〕とあり,官私の奴婢はただ主人の一種の財産であることがわかるのであって,その地位は,時には,家畜以下なのである。天地を祭るときに,お供えとして用いる豚,牛,羊にたいしては,特に保護が必要で,飼育が規定にあわないと,主管の官吏は杖,徒の刑を受けなければならない(厩庫5),しかし,主人が奴婢にたいして過失殺を行っても,罪に問わないと唐律は規定している(鬪訟21)。

婚姻に関しても,良と賤の通婚はできないのである(戸婚42・43)。唐律の規定では,雑戸が良人と結婚すれば,杖一百の処罰を受ける(戸婚43)。官戸が良人の女を娶っても,同罪である(戸婚43)。奴婢の婚姻は必ず主人の支配に由ることが必要で,奴婢が私に自分の娘を良人の妻妾にやれば,准盗論の罪となる(戸婚43)。それにまた,奴婢の生んだ子女は代々奴婢なのである。訴訟の場合も,良と賤の間の差別は大変厳格である。主人が部曲,奴婢を告発するときは「同居相為隠」の規定に制限されず,もし誣告であっても罪にならないと唐律は規定している。しかし,部曲,奴婢がもし主人を告発すれば,絞刑を受けなければならないのである(鬪訟48)。

総じて,唐律が等級制度を厳格にしたのは,まさに礼の「序尊卑,貴賤,大小之位而差外内,遠近,新故之極」〔尊卑,貴賤,大小の位を序して外内,遠近,新故の極を差す〕という要求を法律上に十分に具体的に表すことなのである。封建社会の中では,「正父子之倫,定男女之別」〔父子の倫を正し,男女の別を定む〕という家族法規は,国家の法律に不可分の一部分であるとみられるのであり,まさにこれと「嚴君臣之分,明尊卑之序」〔君臣の分を厳しくし,尊卑の序を明らかにす〕という封建法律とは,礼の等級に対する要求を具現するという問題の上では,まさに異曲同巧の妙があるのである。

四 経を引いて律を解釈し、礼教の「(意)義(道)理」 を闡発すること

中国の封律社会は西漢の「罷黜百家，独尊儒術」の後，儒閑の教学は長足の進歩を遂げた。これに加えて，礼と律の相互浸透並びに徳と刑の相互作用は，律と経の間に密接な連係を生じさせたのである。漢代には，官に任命する際や士を選ぶときには，往々にして「明経」〔経に明るきこと〕と「明律」〔律に明るきときこと〕，「通律」〔律に通ずること〕の両方を要求した，ある人は「明晓文法」〔文と法に明晓（通晓）する〕ことによって，御史，延尉ないし丞相にまでなれたのである。儒家の教義がすべてを指導する最高准则であった当時には，一般に，儒生はあらゆる経と律に精通していたのである。後に漢代にはまた，董仲舒によって提唱された「春秋決獄」の理論が現れ，儒家の教典を直接用いて法律を解釈する，すなわち，経に応じて義を合わせ，心を論じて罪を定め，儒家の教典を判決の根拠にしたのである。続く魏，晋，六朝の封建司法も，すべてこれを慣例としたのである。

唐代になると，礼と法の結合は一層の発展と完全化を遂げたのである。経を引いて法を解釈し，律疏の中で礼教の義理を闡発（開き明らかに）することは，一つの基本原則になったのである。このような情況は，唐律の条文及び注釈の至る所に見られるのである。唐律の喪服礼に関する「期」・「大功」等は，直接に礼の概念を借用したものである。礼文を演繹したものがあつたり，或いは礼に間接に源をもつものがある。おおよそ分ければ，以下の種類となる。

(1) 礼で法律の条文中的概念を注釈する。律疏は『名例・十惡』中の「惡逆」にある「夫」という字を解釈するとき，「夫者，依礼，有三月廟見，有未廟見，或就婚等三種之夫，并（並）同夫法」（并→並）〔夫なる者は，礼に依るに，三月にして廟見せる有り，未だ廟見せざる有り，或は就婚等三種の夫，并せて（並びに）夫の法に同じ〕と説明し，『衛禁』篇の「縁

邊城戍不覺奸（姦）人出入」（奸→姦）（衛禁32）〔縁邊の城戍，奸（姦）人の出入するを覺らざる〕条中の「師旅」を解釈する時の疏は，また『周礼』という經典を引用するのである，すなわち，「依『周礼』，五百人為旅，二千五百人為師」〔『周礼』に依るに，五百人を旅と為し，二千五百人を師と為す〕と。

(2) 礼で法律の条文を論証する。唐律『職制』篇の「廟享有喪遣充執事」（職制11）〔廟享に喪有りて，遣はして執事に充つる〕条の中に，「其祭天地，社稷則不禁」〔其の天地，社稷を祭るは，則ち禁ぜず〕の規定があり，原文の意味は次の通りである，廟祭を挙行するときには，總麻以上の親属の喪に服する人に祭りの職務を担当させてはならず，違反すれば，笞刑を受けなければならないが，天地，社稷を祭るときは，喪中の人の参加を禁止してはいない。これに対して，律疏は次のごとく解釈している，「礼云『唯祭天地社稷，為越紼而行事』不避有慘，故云，『則不禁』」〔礼（『礼記』王制）に云ふ，『唯だ天地社稷を祭るは，紼を越えて事を行ふことを為す』と。慘有るを避けず，故に（本条）云ふ，『即ち禁ぜず』と〕と。これは直接に礼の闡述（開き述べていること）を引用して律文を論証する規定である。『戸婚』篇中の「有妻更娶」に関する条中の規定として，「有妻更娶者，徒一年」（戸婚28）〔妻有りて更に妻を娶る者は，徒一年〕とある。なぜこのような規定が要るのか。律疏はまた，礼を引用してこのような規定の合理性を論証するのである，すなわち，「議曰，依礼，日見于（於）甲，月見于（於）庚，象夫婦之義。一與之齋，中饋斯重。故有妻（而）更娶者，合徒一年」（于いずれも→於。而を補う）〔議して曰く，礼に依るに，日は甲に見（あら）はれ，月は庚に見はる，夫婦の義を象る。一たび之と齋（ひと）しうすれば，中饋斯れ重し。故に妻有りて更に娶る者は，徒一年たるべし〕と。

類似の例は大変多く，『唐律疏』が，このように「三礼」を明らかに引用して律文を解釈したり，論証したりしているところは，およそ五十箇所余りにのぼり，その他『書』，『易』，『伝』を引用しているところはさら

唐律の「一准乎礼」を論ずる

に多いのである。礼および經典の解釈と論証をさしおいては、唐律にある数多くの規定を理解する方法がないといい得るのである。事実、唐律に僅かにある内容の修正・更訂も、礼の変動に拠るところのものである。唐律の『名例・十惡』の中で、その一項目である「内乱」条の変動も、次のようにこの一例である、すなわち、『唐会要・服記』の記載によれば、顯慶元年（656年）『旧唐書』礼儀志七にも同様の記載があり、そこでは顯慶二年とする）、長孫無忌等は皇帝に上奏するというには、貞観年間に古代の服制を参考にして、舅と甥との間の喪服礼を「舅舊服總麻」〔舅は舊（も）と總麻を服す〕から「與從母同服小功」〔從母と同じく小功を服す〕に改めたのであります、ところが、『律疏』をつくった人が礼の意思を知らずに、舅が甥のために總麻を服すとしておりますことは、例にあわないのであります、そこで、「今請修改『律疏』舅報甥亦小功」〔今、『律疏』を修改し、舅、甥に報ゆるも亦た小功なるを請ふ〕ものであります、と。このようにして、『律疏』を礼の要求と一致させたのである。

五 礼で寛（大公）平を定めること

唐代の統治者は、「安人寧国」という治国の総指導方針の下、儒家の提唱した「徳主刑補」〔徳は主たり、刑は補たり〕の刑事政策に基づいて、立法と司法の面で、比較的寛平に意を注いでいる。特に唐太宗の李世民は、中国の封建社会に数少ない屈指の開明君主として、隋が滅びた教訓に鑑み、儒家の「仁政」と「徳治」を比較的重視推行し、立法と司法の際には、教化を主にし、「防患于未然」〔患ひを未然に防ぐ〕ことを強調したのである。彼は、「君依于国、国依于民、刻民以奉君、猶割肉以啖腹、腹飽而身斃、君富而国亡」〔君は国に依り、国は民に依る、民を刻して以て君に奉つるは、猶ほ肉を割きて以て腹に啖ふがごとし、腹飽りて身斃る、君富みて国亡ぶ〕と考えたのである。その所以は、「為君之道、必須先存百姓」〔君為るの道は、必ず先ず百姓を存するを須つ〕であるからなのである。このような思想は、唐太宗李世民が自から主宰して制定した『貞観律』の

中に、比較的よく貫徹されていて、儒家の徳を重んじる礼の教化思想と相一致するのである。そして後にできた『永徽律』はまた『貞観律』を藍本として、長孫無忌等の人が、礼を引用して律を解釈し、経をもって律を注釈することを通して、礼の標準下での寛平を、更に充分に唐律に具現させようとしたのである。

第一に、寛平と簡約とは相関関係にある。簡約の基本点は簡明であって、このことが、一般百姓に法律の内容をよくわかるようにすることに、また司法官吏がそれを都合よく掌握することに役立つのであり、反対に、法条文が煩瑣・乱雑であれば、人民はややもすると罪に罹り、そして官吏はこれがもとで、よこしまになるのである。唐律十二篇五百二条は、煩雑で有名な秦律、漢律に比べて随分簡約になったばかりでなく、繁を削って簡にするという経過を辿った三国、両晋、南北朝の律典に比べても簡約になったのである。

次いで、刑罰規定をみると、死刑の斬・絞の定めも、死刑の条文はただ百十一条が有るだけで、隋律に比べて半分近くに減少している、九十二条を削ったのである。東漢時代の漢律に比べて、死刑条文は五百条減少している。明律の死刑は百三十二条あり、明初の附例百四十七条は、また全て死罪である。清律の死刑条文も百四十九条あるが、まだこれに含まれない死罪の例も存在するのである。注意すべきことは、唐律の死刑条文には、多くの制限を設けていることである。たとえば、加等によって死刑に入る場合は斬刑にはならない。ある罪で死刑に至ると判断されるものでも、加役流に処すことで生命を全うさせることができる。手続の上でも、厳格な再審理に意を用いて、死刑の場合は、必ず三回ないし五回にわって覆奏しなければならないこと、妊婦並びに刑場で不当な罪だと判明に及んだ者に対しては、暫く執行の猶予ができることを規定しているのである。

『旧唐書』卷五十『刑法志』の記載によれば、「貞観之治」の貞観四年(630年)には、「断死刑天下29人、幾致刑措」(『旧唐書』には、この文言が見えず、『新唐書』卷五十六「刑法志」に「四年天下断死罪二十九人」

唐律の「一准乎礼」を論ずる

＝四年，天下死罪を断ずること二十九人＝とある）〔死刑を断ずること天下に29人のみ，幾（ほとん）ど刑措くに致らしむ〕とあるのである。

疑罪の処罰についても，唐律は刑を軽くしているのである。中国古代は有罪推定を行っていたから，疑獄も有罪として処理していたのである。周の穆王の時に，疑罪の贖刑制度を建て，漢の高祖が，疑罪は級を逐って上報し，皇帝の裁決によると規定したのである。唐代に至って，唐律の『断獄』篇の中に，初めて単独に「疑罪」条を設立して，「諸疑罪，各以（依）所犯（以）贖論。即疑獄，法官執見不同者，得為異議，議不得過三」（以→依，以を補う）（断獄34）〔諸て疑罪は，各犯せる所を以て（によりて），贖（を以て）論ず。即し疑獄なれば，法官執見同じからざる者は，異議を為すを得，議は三を過ぐるを得ず〕と規定しているのである。これは前代の規定よりずっと客観的で，慎重である。このゆえに，後人は唐律を評議する時には，唐律を「一准乎礼」ずるもの，「得古今之平」〔古今の平を得〕るものと認めているのである。

上に述べたことを総合すると，唐律は「一准乎礼」ることによって礼法の結合を核心にする中華法系の代表となり，それに鮮明な民族の特色を具させたことで，世に知られているのである。唐律は唐代初期の社会経済の繁栄と発展を保障・促進し，唐代の封建統治を強固にすることに重要な働きをしたばかりでなく，後世の封建法制にも深甚な影響を与えたのである。五代の時期の『大梁新定格式律令』は，その卷数と篇目が『唐律』と完全に一致しているのである。宋朝唯一の律である『宋刑統』はほとんど唐律の翻版で，おまけに原文は『唐律疏議』をそのまま写したものである。洪武二年の明律も「篇目一准乎唐」〔篇目は，一に唐に准ず〕るのであり，清律は後に修訂された明律の体裁を採用しているけれども，ただ内容と原則は基本的にはまた唐律と同じである。以上に止まらず，唐律はまた，東アジア各国の法律にも極めて具体的な影響を与えたのである。日本では，文武天皇大宝元年（761年）（6→0）制定の『大宝律』は，律六卷を有し，その十一（→十二）編の名目と順序はすべて『唐律』と同様であり，律文

の内容もよく似ていたのである。たとえば、「八議」を「六議」と簡略化した、すなわち「議勤」、「議賓」を削除したのであり、また、「十悪」を「八虐」に改めた、すなわち「不睦」、「内乱」を削除したのである。「不睦」に関する罪名をあわせて「不道」に入れ、「内乱」の中で祖父の妾等を姦することに関係のある条をあわせて「不孝」に入れたのである。しかし、刑名はなお（唐律と同様に）「笞、杖、徒、流、死」の五種と変わらなかったのである。明治六（1873）年になって、『改定律例』が編纂され、「参酌各国之定律」〔各国の定律を参酌す〕の後、そのような情況は、ようやく大きく変わったのである。その他、たとえば朝鮮、越南、琉球および西域の古代法典も、すべて唐律に源流をもっていたのである。したがって、東アジア近隣国家の封建法典の中に、唐律が占める地位は、西洋奴隸制社会と資本主義社会の中に、『ローマ法典』と『ナポレオン法典』が占める地位と同様であるということができるのである。

〔後記〕本学国際交流の一環として、華東政法学院（上海）の陳鵬生教授が客員教授として、1991年後期から92年前期まで、法学部に於て中国法制史の講義をされた。前半は、当時本学の法学研究科学生であった劉幸宇君、後半は、現法学研究科学生趙平君が講義の通訳として尽力された。訳注者もまた、一年を通して出席させて載き、聴講の学生諸君共々多くの教示を受けたのである。

本訳稿もまず趙平君、さらに劉幸宇君及び法学研究科学生吳墀君の協力によるところが大であり、厚く感謝する次第である。しかし、陳教授の御滞在中には、殆ど訳注を進め得なかったことをお詫びすると共に、原著の真意を、どれほど伝え得たかを危ぶみつつ、'92年11月記す。